

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「健康福祉部、こども部」を「環境施設農政部、街づくり施設部」に改め、同項第2号ア中「総務部、環境施設農政部、文化スポーツ部、街づくり施設部」を「健康福祉部、こども部、文化スポーツ部」に改め、同条第2項中「及び政策部」を「、政策部及び総務部」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。